

「年間医療費のお知らせ」を 発行しました

当健康保険組合では、医療機関を受診した方の「年間医療費のお知らせ」を発行しました。届いたら、必ず開封して内容の確認をお願いします。



「医療費のお知らせ」は何のため?

1 健康や医療費への理解を深める

ご自身と家族の支払った医療費を確認することにより、医療費やご自身の健康状態への関心を高めていただきたいと思います。

2 医療機関からの請求を確認する

医療機関からの領収書と、日数や医療費の内訳を見比べていただき、正しいことを確認してください。

3 医療費には限りがあることを認識する

健康保険組合は、医療費の7割～8割を負担しています。同じ病気で複数の病院へ受診したり、同じ効果の薬の処方を受けたりすることはご注意ください、医療費の適正化にご協力ください。

けんぽだより

2017
春号
No.2



1 平成28年6月～平成28年12月分
あいち 太郎 様
医療機関名は表示されないものがありますので、ご了承ください。

年間医療費のお知らせ

平成29年3月7日
愛知県医療健康保険組合

受診者氏名	診療年月	区分	日数または回数	医療費内訳				摘要
				5 総額	6 組合負担額	7 公費負担額	8 本人負担額	
あいち 太郎								
〇〇〇総合病院	〇 〇〇	入院	10	500,000	350,000		150,000	
×××社会保険病院	〇 〇〇	通院	10	30,000	21,000		9,000	
あいち 花子								
〇〇〇歯科医院	〇 〇〇	歯科	10	4,000	2,800		1,200	
△△△記念病院	〇 〇〇	入院	10	400,000	280,000		120,000	
□□□調剤薬局	〇 〇〇	薬局	10	7,000	4,900		2,100	
合計				941,000	658,700	0	282,300	

※様式は異なる場合があります。



用語の解説

- お知らせ対象の期間です。
- 受診した月ごとに記載されます。医療機関から、請求が遅れてくる場合もあります。
- 入院、通院、歯科、薬局の区分です。
- 医療機関に通った(入院した)日数です。
- 診療を受けた医療費の総額です。
- 医療費のうち、愛知県医療健康保険組合が負担している医療費です。
- 医療費のうち、国や県または市町村が負担している医療費です。
- 医療費のうち、本人が窓口で支払った額です。



ご注意

- 「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申請には使えませんので、領収証を必ず保管しておきましょう。
- 内容に心当たりがない、不明点がある場合は、当健康保険組合までご連絡ください。

- P 2 平成29年度 予算と事業計画がまとまりました
- P 4 平成29年度 愛知県医療健康保険組合 年間スケジュール 70歳以上の高額療養費制度が変わります!
- P 5 平成29年度 傷病手当金及び出産手当金の日額の算出方法について 接骨院に行ったとき、治療用装具を購入したとき
- P 6 平成29年度 健康づくりプラン 前年度からの変更点・事業一覧・契約医療(健診)機関一覧
- P 8 健診受診の流れ・補助金申請方法
- P 9 ご家族のみなさんも健診を受けましょう
- P10 「被扶養者(異動)届」の提出をお忘れなく! 被扶養者再認定(検認)を行います
- P12 「年間医療費のお知らせ」を発行しました

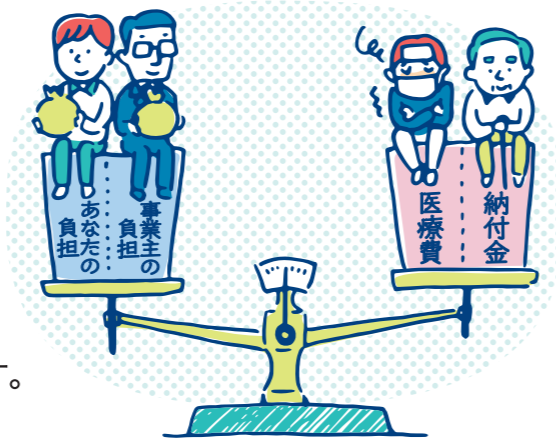


平成29年度

予算と事業計画が まとまりました

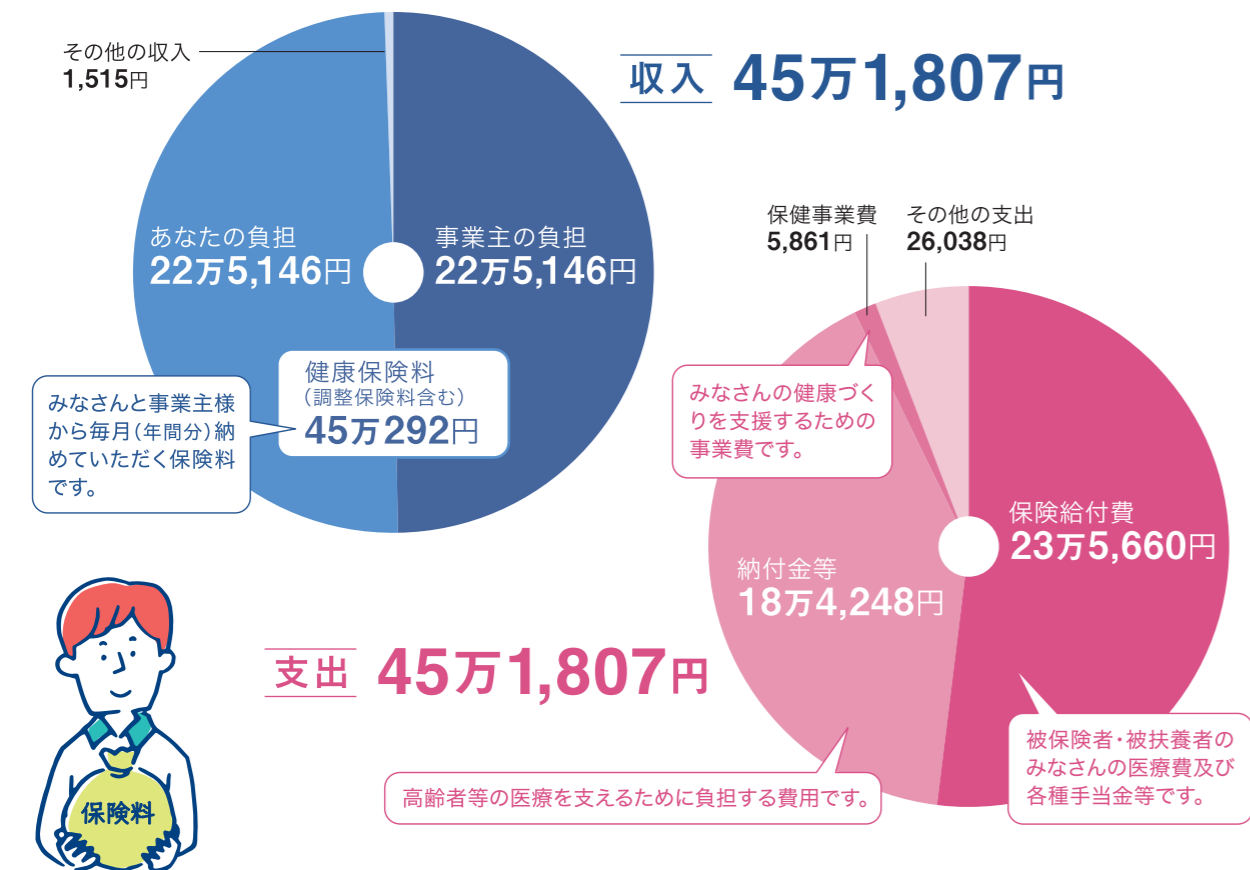
平成29年2月17日開催の第3回組合会で、
平成29年度予算が承認されましたのでお知らせします

当健康保険組合の平成29年度予算は、総額72億2,168万円
(1人当たり451,807円)で、内訳は右ページのとおりです。
支出の大半は、保険給付費(医療費及び各種手当金等)と高齢者
医療制度等への納付金で、保険料収入の約95%を占めています。
健康保険組合を取り巻く状況は厳しいものとなっていますが、
今後とも当健康保険組合の事業運営にご理解・ご協力を賜り
ますよう、よろしくお願いいたします。



みなさんの健康が健康保険組合財政の基盤です。
ご家族とともに健康づくりをしていきましょう!

予算を被保険者1人あたりでみると…



※介護保険分は含まず

健康保険

科目	予算額(千円)
健康保険収入	7,100,062
調整保険料収入	97,413
国庫補助金収入	2,079
財政調整事業交付金	20,000
雑収入	2,126
合計	7,221,680
保険給付費	3,766,787
納付金等	2,945,016
(前期高齢者納付金)	(1,250,897)
(後期高齢者支援金)	(1,609,537)
(病床転換支援金)	(8)
(退職者給付拠出金)	(84,574)
保健事業費	93,678
事務所費	86,994
財政調整事業拠出金	97,413
雑支出等	6,330
予備費	225,462
合計	7,221,680

予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数 …… 15,984人
男 …… 4,140人
女 …… 11,844人
- 平均標準報酬月額 …… 341,214円
男 …… 454,798円
女 …… 300,069円
- 総標準賞与額(年間合計) …… 11,200,950千円
- 平均年齢 …… 39.71歳
男 …… 39.65歳
女 …… 39.73歳
- 被扶養者数 …… 7,172人
(扶養率 …… 0.46人)
- 健康保険料率 …… 96/1000
〔事業主 …… 48/1000
被保険者 …… 48/1000〕

前期高齢者納付金
65～74歳の高齢者の
医療費を支援するための支出

後期高齢者支援金
75歳以上の高齢者の
医療費を支援するための支出

介護保険

科目	予算額(千円)
介護保険収入	541,491
繰入金・雑収入	7,096
合計	548,587
介護納付金*	547,487
還付金・予備費等	1,100
合計	548,587

予算編成の基礎となった数値

- 第2号被保険者数 …… 7,552人
- 平均標準報酬月額 …… 386,718円
- 総標準賞与額(年間合計) …… 5,695,462千円
- 介護保険料率 …… 14.15/1000
〔事業主 …… 7.075/1000
被保険者 …… 7.075/1000〕

※介護保険制度への納付金は、現在「加入者割」となっていますが、平成29年8月から所得に応じた「総報酬割」が導入されますので、平成29年度予算では総報酬割を見込んだ額となっています。



平成29年度 愛知県医療健康保険組合 年間スケジュール

事業名	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
「けんぽだより」の発行(年2回) 被保険者全員へ配布	春号発行					秋号発行						
各種健診の実施期間	4月1日～2月末日まで ★6～9ページをご覧ください											
特定健康診査		受診券発送 ※新規対象者は 随時発行										★6～9ページをご覧ください
インフルエンザ 予防接種						受診券発行 ※新規対象者は 随時発行	接種補助券使用期限 (1月末)					★6ページを ご覧ください
「年間医療費の お知らせ」の発行									★裏表紙をご覧ください	平成29年1月～ 29年12月受診分		3月
「けんぽれんあいち 健康ウォーク」の開催	春開催	詳細と 募集はHPで									秋開催	詳細と 募集はHPで
被扶養者の検認			対象者へ 通知	6～9月 (回答回収・調査期間)								★10ページをご覧ください
「予算・決算」の決定		決算										予算

医療費が高額になったときの 70歳以上の高額療養費制度が変わります!

入院などで医療費の負担が高額になったとき、家計を圧迫しないように、一定額を超えた部分を払い戻す「高額療養費制度」について、70歳以上の方の自己負担限度額が平成29年8月に変わります。

(平成30年8月にも改正予定)

現行

所得区分	標準報酬月額28万円以上	標準報酬月額26万円以下※1	住民税 非課税	住民税非課税 (所得が一定以下)
外来(個人)	44,400円	12,000円		8,000円
限度額(世帯※2)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)	44,400円	24,600円	15,000円

平成29年8月～30年7月 限度額が引き上げに!

所得区分	標準報酬月額28万円以上	標準報酬月額26万円以下※1	住民税 非課税	住民税非課税 (所得が一定以下)
外来(個人)	57,600円	14,000円(年間14.4万円上限)		8,000円
限度額(世帯※2)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)	57,600円(44,400円)	24,600円	15,000円

〈 〉は多数該当の場合 ※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む ※2 同じ世帯で同じ保険者に属する人

平成29年度 傷病手当金及び出産手当金の日額の算出方法について

平成29年4月1日～平成29年5月31日に支給を始める日が起こる方

次のいずれか少ない額

- 1 支給開始月を含む直近の継続した各月の標準報酬月額平均額÷30×2/3
- 2 支給開始月を含む年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額平均額÷30×2/3



平成29年6月1日以降に支給を始める日が起こる方

- 支給開始日以前に愛知県医療健康保険組合で12ヵ月の標準報酬月額がある場合
支給開始月以前の12ヵ月の標準報酬月額平均額÷30×2/3

- 支給開始日以前に愛知県医療健康保険組合の加入期間が12ヵ月に満たない場合
次のいずれか少ない額

- 1 支給開始月を含む直近の継続した各月の標準報酬月額平均額÷30×2/3
- 2 支給開始月を含む年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額平均額÷30×2/3

平成28年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額平均額

340,000円

標準報酬月額が、340,000円以上の方で「支給を始める日」が4月1日から5月31日の間に起こる場合には、340,000円の日額が上限額となります。

傷病手当金・出産手当金の日額は、その「支給を始める日」において固定されることになるため、その後標準報酬月額の変動があった場合でも日額に変更はありません。

※平成29年3月以前に「支給を始める日」が起こっている受給者に日額の変更はありません。

療養費Q&A

接骨院に行ったとき、治療用装具を購入したとき (コルセットなど)

Q 日常的な生活から疲労や肩こりになり、接骨院で施術をしてもらいました。看板には「健康保険適用」とあり、保険証も提示しましたが健康保険組合から「不支給」の通知が送付されてきました。どうしてでしょうか?



A 肩こりや慢性の疲労、スポーツの筋肉疲労への施術は、健康保険の適用範囲外です。



※接骨院で健康保険の対象となるのは、急性、亜急性の外傷性のケガへの施術のみです。それ以外の要因に伴う施術は自費となります。また別の要因で受けた施術を「ケガ」として健康保険の適用とすることは不正です。万一発覚した場合は処罰の対象となる場合があります。

※接骨院の看板等に違法な誇大広告「各種保険取扱い」「交通事故専門」「骨盤矯正・姿勢改善などの施術内容の表現」をされている場合があります。これらはすべて違法広告ですのでご注意ください。

! 接骨院や整骨院で施術を受けられた方に、健康保険組合から照会文書が届く場合がありますので、届いた場合はご協力をお願いします。

Q 不妊治療や自律神経失調症に鍼灸施術が効果的と聞きました。健康保険の適用になりますか?

A 健康保険の適用範囲外となります。

※健康保険の対象となる鍼灸施術は、慢性的な疼痛を伴う医師による適切な治療手段のない慢性病とされています。

Q 整形外科に受診し治療用装具(既製品装具)を処方してもらいました。「装具医師証明書代」として保険外で実費徴収をされたのですが…?

A 装具の医師証明書代は無償で交付が受けられます。(療養担当規則第6条)

医療機関より発行される「医療費明細書」及び装具業者から発行される「領収書」の内訳をよくご確認ください。

平成29年度 健康づくりプラン(保健事業)

前年度からの変更ポイント

1 インフルエンザワクチン接種(12歳以下の被扶養者)の補助回数の変更

補助回数 2回/年(1回1500円 合計3000円) → 1回/年(補助金額1回で3000円) 補助金額の総額は変更ありません。
※インフルエンザワクチン接種料金が3,000円未満の場合は、接種料金が補助金額になります。

2 特定健康診査の受診券を発行(40歳以上の被扶養者)

今年度から集合契約に参加することに伴い、対象の方の受診券を6月末までにご自宅あてに発送いたします。

★受診券を利用できる医療機関は、健康保険組合連合会「特定健診等実施施設検索システム」でお調べください。

<http://hoken.kenporen.or.jp/kensin/>

3 健康づくりプラン(保健事業)関係の申請用紙を刷新

今後は新様式をお使いください。なお、お問い合わせが多かった、

「インフルエンザ補助金支給申請書」も新たに作成しましたので、

今年度の補助金申請にお使いください。



病気の予防に

からだの状態をチェックして病気の予防につなげるため、さまざまな健診の費用を補助します。定期的に受けましょう。詳しい利用方法は、WEBサイトまたは当健康保険組合までお問い合わせください。

対象 被保険者 被扶養者

対象	項目	内容	対象年齢	補助金 (補助回数)
	特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目した検査項目	40歳以上	7,520円
	人間ドック	特定健康診査の健診項目を含む	35歳以上	Aコース 20,520円 Bコース 13,520円 (いずれか1種類を年度内に1回)
	脳ドック	頭部MRI 頭部MRA 頸動脈エコー	35歳以上	15,000円 (2年度内に1回)
	婦人科検診 (女性のみ)	子宮頸がん検診 乳がん検診(マンモグラフィーのみ)	20歳以上の女性 40歳以上の女性	1,000円 (年度内に1回) 2,500円 (年度内に1回)
	前立腺検診 (男性のみ)	PSA(前立腺特異抗原)	50歳以上の男性	1,000円 (年度内に1回)
	特定保健指導	特定健康診査で「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方に、生活習慣病の予防・改善につながる保健指導	40歳以上の対象者	全額補助 (年度内に1回)
	*1 眼底検査	無散瞳型眼底カメラ	35歳以上	1,000円 (年度内に1回)
	*1 上部消化管検査	X線検査または内視鏡検査	35歳以上	1,000円 (年度内に1回)
	*1 大腸がん検査	抗ヒトヘモグロビン免疫法(2日間法)	35歳以上	1,000円 (年度内に1回)
	B型肝炎抗体検査		74歳まで	950円 (年度内に1回)
	B型肝炎ワクチン接種		74歳までの方で 低抗体価の希望者	1,000円 (年度内に1回)
	インフルエンザワクチン接種 1回接種		13歳~74歳まで	1,500円 (年度内に1回)
			12歳まで	3,000円 (年度内に1回)
	禁煙外来受診への費用補助	「禁煙治療を受けるための条件」を満たしている方へ	20歳以上	20,000円 (2年度内に1回)
	禁煙補助薬購入への費用補助		20歳以上	10,000円 (2年度内に1回)

※1 定期健康診断への追加項目です。 注) 公的補助を受けた方は補助対象外です。

愛知県医療健康保険組合 契約医療(健診)機関一覧

△…医療(健診)機関へ要確認

健診機関名称	人間ドック	特定健康診査	脳ドック	子宮頸がん検診	乳がん検診	前立腺検診	特定保健指導
社会医療法人 大雄会 大雄会ルーセントクリニック 名古屋市西区牛島町6-1 TEL:052-569-6030	○	○	○	○	○	○	○
医療法人 松柏会 国際セントラルクリニック 名古屋市中村区那古野1-47-1 TEL:052-821-0090	○	○		○	○	○	○
医療法人 松柏会 大名古屋ビルセントラルクリニック 名古屋市中村区名駅3-28-12 TEL:052-821-0090	○	○	○	○	○	○	○
医療法人 いつき会 いつきクリニック石川橋 名古屋市昭和区檀溪通5-26 TEL:052-831-2211	○	○				○	○
一般社団法人 日本海員救済会 名古屋救済会病院 名古屋市中川区松年町4-66 TEL:052-652-7711	○	○	△	○	○	○	
医療法人 生生会 まつかけ予防医学・健診センター 名古屋市中川区打出2-347 TEL:052-352-3250	○	○	○	△	○	○	○
医療法人 名翔会 名古屋セントラルクリニック 名古屋市中村区千竜通7-16-1 TEL:052-821-0090	○	○	○	○	○	○	○
医療法人 いつき会 守山いつき病院 名古屋市守山区守山2-18-22 TEL:052-793-3100	○	○	○			○	○
医療法人 桂名会 木村病院 名古屋市名東区名東本通2-22-1 TEL:052-781-1119	○	○	○			○	○
社会医療法人 名古屋記念病院 名古屋市天白区平針4-305 TEL:052-804-1111	○	○	△	○	△	△	△
医療法人 愛整会 北斗病院 岡崎市仁木町字川越17-33 TEL:0564-64-6058	○	○	○			○	○
社会医療法人 大雄会 大雄会第一病院健診センター 一宮市羽衣1-6-12 TEL:0586-26-2008	○	○	○	○	○	○	△
医療法人 山下病院 一宮市中町1-3-5 TEL:0586-46-1520	○	○		○	○	○	○
医療法人 尾張健友会 千秋病院 一宮市千秋町塩尻字山王1 TEL:0586-77-0012	○	○	○		○	○	○
医療法人 いつき会 いつきクリニック一宮 一宮市大和町毛受字辻畑47-1 TEL:0586-47-7005	○	○				○	○
医療法人 社団喜峰会 東海記念病院健診センター 春日井市廻間町字大洞681-47 TEL:0568-93-0100	○	○	○	○	○	○	○
医療法人 愛生館 小林記念病院 健康管理センター 碧南市新川町3-88 TEL:0566-41-6548	○	○	○	△	△	○	○
医療法人 社団以心会 中野胃腸病院 健診センターなかの 豊田市駒新町金山1-12 TEL:0565-57-3366	○	○		○	○	○	○
社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院 犬山市大字五郎丸字二夕子塚6 TEL:0568-62-8246	○	○	○	○	○	○	○
医療法人 知昌舎 岩倉病院 岩倉市川井町北海戸1 TEL:0587-37-8155	○	○	○		○	○	
医療法人 名翔会 和合セントラルクリニック 愛知郡東郷町春木字白土1-1884 TEL:052-821-0090	○	○		○	○	○	
医療法人 済衆館 済衆館病院健診・ドックセンター 北名古屋市鹿田西村前111 TEL:0568-58-1535	○	○	○	○	○	○	○

(住所順)

健診を受けましょう

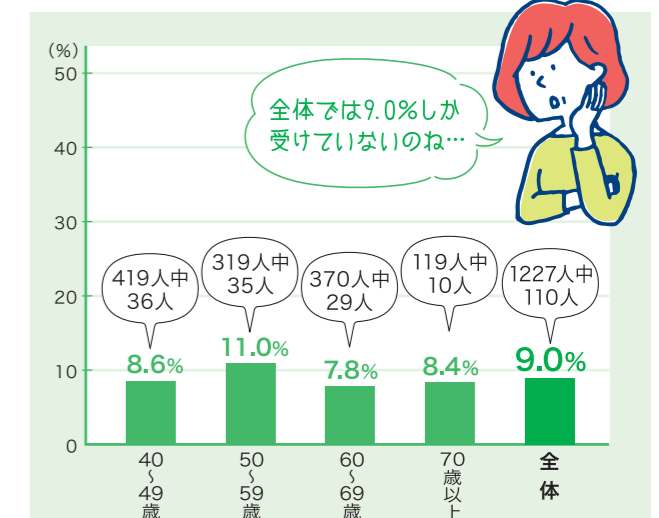
被保険者のみなさんが元気に働けるのは、家族の健康があってこそ。日常生活でも健康維持に気を使っていたいただきたいのはもちろんですが、忘れがちなのが年に1回の健診です。

職場で健診を受ける被保険者とくらべ ご家族の受診率は低いのです…

子育てや家事、パートやアルバイト勤務など、ご家族の方も忙しく健診を受けにくい事情があるでしょう。しかし、それで発見が遅れ大病を患ってしまうと、家庭の環境も大きく変わってしまうことになります。定期的に体の状態をチェックすることで、重症化する前に病気の“芽”を摘むことができます。



平成28年度 被扶養者の特定健診受診率



平成28年度の被扶養者の健診受診率は、9.0%でした。年齢階層ごとの受診率に大きな差は見られません。

「特定健康診査受診券」をご利用いただくことで、多数の医療機関で無料で健診を受けることができます。

愛知県医療健康保険組合は、**35歳以上のご家族(被扶養者)の健診もサポートしています!**

受診の方法やメニュー補助申請は「健診受診の流れ」をご覧ください。

ご自身やご家族のためにも、年1回の健診を受けましょう!

40歳以上 健診数値の改善が必要な方は「特定保健指導」が受けられます

腹囲・BMI・血糖値・血圧・血中脂質・喫煙習慣の結果から、病気のリスクが高いと判断された方に、「特定保健指導」を行っています。将来、重い病気にならないように、専門家のアドバイスのもとで生活習慣の改善にチャレンジしましょう。対象となった方は、積極的に受けてください。



健康診断受診に関するWEBアンケートにご協力ください

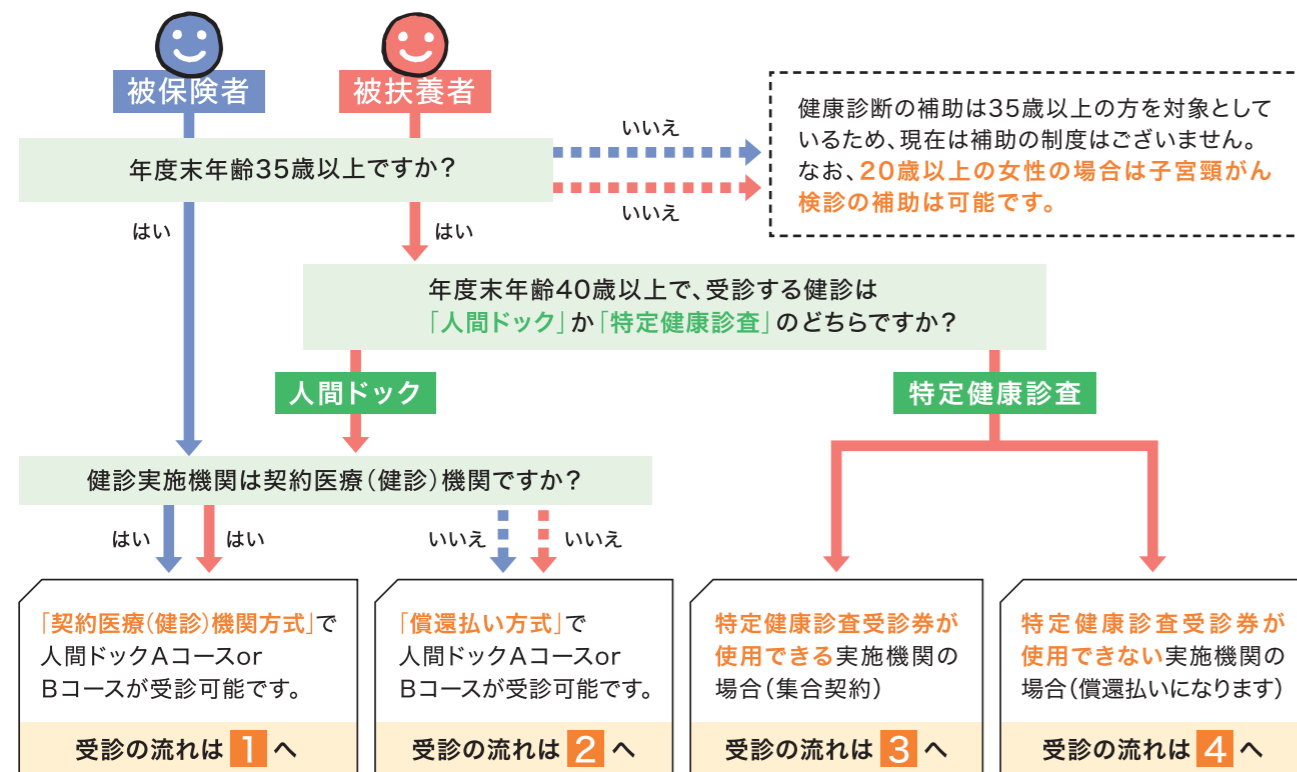
平成29年6月1日をもって、健康保険組合設立から1年が経過します。みなさんの健診に関するご意見をお聞かせいただき、今後の健診事業の参考にさせていただきたいと考えております。ご協力をお願いします。アンケートは、スマホやパソコンから簡単にご回答いただけます。

アンケート回答はこちら <http://www.aichi-kenpo.or.jp/q>

収集したデータは、健診事業の調査・研究および今後の保健事業の計画立案以外には使用いたしません。また、このアンケートでは個人情報は収集いたしません。



健診受診の流れ -チャートで見るあなたの補助金申請方法-



1 契約医療(健診)機関*方式 (人間ドック Aコース or Bコース)

- 健診希望日と健診機関を決め、ご自身で健診機関へ電話予約を行ってください。
- 愛知県医療健康保険組合の加入員であることを電話で伝え、健診の予約を取ってください。
- 当日は、健康保険証、特定健康診査受診券(40歳以上の被扶養者のみ)を必ず持参してください。窓口では、補助金を差し引いた差額のみのお支払いになります。

*7ページの「契約医療(健診)機関一覧」をご参照ください。

2 償還払い方式 (人間ドック Aコース or Bコース)

- 健診希望日と健診機関を決め、ご自身で健診機関へ電話予約を行ってください。
- 当日は、健康保険証を必ず持参してください。窓口では、健診料金を全額自己負担していただき、領収証を受領してください。
- 健診結果が到着後、「健康診断部門 補助金支給申請書」(当健康保険組合のWEBサイトからダウンロードできます)「領収証(原本)」「健診結果(写)」「標準的な質問票」を当健康保険組合まで送付してください。2ヵ月以内を目途に補助金を指定口座に振り込みます。

3 特定健康診査(集合契約)の場合

- 健診希望日と健診機関を決め、ご自身で健診機関へ電話予約を行ってください。
- 当日は、健康保険証、特定健康診査受診券を必ず持参してください。窓口では、補助金を差し引いた差額のみのお支払いになります。



4 特定健康診査(償還払い)の場合

- 健診希望日と健診機関を決め、ご自身で健診機関へ電話予約を行ってください。
- 当日は、健康保険証を持参してください。窓口では、健診料金を全額自己負担していただき、領収証を受領してください。
- 後日、健診結果が到着後、「健康診断部門 補助金支給申請書」(当健康保険組合のWEBサイトからダウンロードできます)「領収証(原本)」「健診結果(写)」「標準的な質問票」「特定健康診査受診券」を当健康保険組合まで送付してください。2ヵ月以内を目途に補助金を指定口座に振り込みます。

ご家族(被扶養者)が就職などをされたら 「被扶養者(異動)届」の提出をお忘れなく!

春は新生活を始める人が多くなります。以下のようなケースは、ご家族が被扶養者でなくなります。必ず当健康保険組合に届出をし、保険証をご返却ください。

- 1 就職し、勤務先の健康保険の被保険者になった**
- 2 パート・アルバイト等で、勤務先の健康保険の被保険者になった**
- 3 夫婦共同扶養(共働き夫婦それぞれが被保険者)の場合で、配偶者の収入が被保険者の収入を上回る**
※収入の多い被保険者の被扶養者になります
- 4 年収が130万円*(月額108,333円)以上、または被保険者の年収の1/2を超えた**
※60歳以上および障害年金受給者は180万円以上
- 5 別居している被扶養者への仕送りをやめた/被扶養者の収入より少なくなりました**
- 6 失業保険の受給(1日3,612円以上*)を開始した**
※60歳以上は5,000円以上
- 7 75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった**
- 8 離婚をした**

被扶養者でなくなったら、愛知県医療健康保険組合の保険証は使えません。

必要な書類

収入の状況	添付書類(平成29年度<平成28年分>)
給与収入のみの場合	● 所得証明書 ● 源泉徴収票のコピー可
年金受給者の場合	● 所得証明書 ● 振込・改定通知書のコピー ● 源泉徴収票のコピー可
給与以外の収入のある方	● 所得証明書 源泉徴収票のコピー可 ● 確定申告書のコピー ● 収支内訳書のコピー
収入なし	● 非課税証明書 ● 学生証のコピー



添付書類の注意事項

添付書類	注意事項	入手先
● 所得証明書 ● 非課税証明書	●平成29年1月1日時点で住民票があった市区町村での交付となります。(遠方の場合は、郵送申請可能です) ●証明は、平成28年の内訳となっています。 ●平成29年1月2日以降、海外より帰国した方で、所得証明書または非課税証明書が交付されない方は住民票を添付してください。 ●直近28年分の証明書は、おおよそ6月以降の発行となりますので、ご注意いただいたうえ準備をお願いします。	市区町村
● 振込・改定通知書のコピー	●国民、厚生、基金、遺族、障害、恩給等、年金として受給があるもの	年金事務所
● 確定申告書のコピー ● 収支内訳書のコピー	●個人事業収入、不動産収入、株式配当など(収入が低く、確定申告をしていない方は確認調査の備考欄に「確定申告はしていません」と記入してください。〔非課税証明書〕を添付してください))	税務署
● 学生証のコピー	●現在有効のもの ●在学証明書でも可	就学先

上記の書類のほかにも、必要に応じて提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

◆夫婦共同扶養(共働き夫婦それぞれが被保険者)の場合、扶養義務者としての現況調査を行います。

6月以降 被扶養者再認定【検認】を行います

～収入等に関わる証明書等の準備をお願いします～

当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた被扶養者資格審査を行っています。また、厚生労働省の指導・通達等により、毎年、資格調査を行うことになっており、今回が当健康保険組合の初の調査となります。下記のように実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※参考：資格確認・再認定(検認)に関する法/関連通達
・健康保険法施行規則第50条(被保険者証の検認若しくは更新)
・厚生省保険局長通知第1029004号(被保険者証検認の毎年実施)/第1029005号(検認・更新の際の被扶養者認定の適否の再確認)

対象者 現在被扶養者となっている方のうち、高校生以上の年齢の方

「被扶養者再認定」とは

ご家族のみなさんが、被扶養者として引き続き資格があるかどうかを確認する調査です。

1. 適正な保険診療、保険給付を行う
2. 正しい対象者に健診、保健指導等の保健事業を受けていただく
3. 高齢者医療制度へ適正な納付金を納める

以上の観点から、厳正に調査をさせていただきますので、必要な証明書類をそろえて提出をお願いいたします。



必要書類について詳しくは右ページ

被扶養者再認定の流れ

- 6月上旬 事業主を通じて、検認関連書類一式を被保険者にお送りします。
- 7月下旬 書類に必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒に入れ、期限までに当健康保険組合へ提出してください。
【提出期日：7月下旬】

- 8月中旬 ①提出されていない被保険者へ督促を行います。
- 9月下旬 ②お預かりした書類一式を当健康保険組合でチェックします。記載内容、添付書類に不備等があった場合には、事業主経由で問い合わせ、資料請求を被保険者をお願いします。

- 10月上旬 内容チェックの結果、被扶養者として資格を満たさないことが判明した場合は、被扶養者の資格がなくなります。被扶養者(異動)届+保険証を事業主経由で当健康保険組合へ提出してください。

この場合、被保険者の非認定日は、事由等により決定しますが、すみやかな異動にご協力をお願いします。

※正当な理由がなく、再三の督促後も期日までに検認関連書類の提出がない場合には、法令により扶養家族からはずすこととなります。被扶養者資格喪失予定日以降に医療機関等で治療を受けた場合、医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

